

8 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成27年8月6日(木) 13:30～14:45

2 出席者

委員 永田 政信
松尾 洋子
江口 真由美
野口 哲彦
教育長 溝江 宏俊

事務局 教育次長 山下 健一郎 こども未来部長 上野 真澄
教育総務課長 西村 隆
教育総務課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之
学校教育課長 丹野 平三 学校教育課参事 橋口 智秀
文化振興課長 富浦 保敏 社会教育課長 柳原 寅雄
図書館長 鈴川 章子 こども政策課課長補佐 福田 広信
教育総務課係長 内野 一嗣

3 議事結果

《議案》

第34号議案 大村市立学校条例の一部改正について

第35号議案 大村市教育委員会委員定数条例の制定について

第36号議案 平成27年度大村市一般会計補正予算（第3号）について

《協議・報告事項》

県学力調査結果の推移について（学校教育課）

4 議事録

教育長	ただ今から、平成27年8月教育委員会定例会を開催します。 本日の会議は、定足数に達しております。 まず、議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。 原案のとおり、会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい、わかりました。ご異議ございませんので、原案どおり承認することといたします。
教育長	次に、議事日程2、教育長報告でございますが、今回は、報告はございません。 委員の方から何かご報告がありましたら、よろしくお願ひします。 無いようですので、先に進めてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	それでは、議事日程3、第34号議案を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
こども未来部長	はい。こども未来部こども政策課でございます。 1ページをお願いします。第34号議案、大村市立学校条例の一部改正について、教育委員会の審議をお願いするものです。 2ページをお願いします。本年4月から休園としている鈴田幼稚園について、本年度限り、平成28年3月末で廃園とするための議案を、市議会の9月定例会に提案するものでございます。 議案の内容については、3ページの新旧対照表に示しておりますように、幼稚園の区分中、鈴田幼稚園を削除するものでございます。 説明につきましては、以上でございます。
教育長	はい、ありがとうございました。これにつきまして、委員の方から、何かご質問ございませんでしょうか。

教育長	無いようですので、質疑を終結します。 ご意見は、ございませんでしょうか。
教育長	それでは、ご意見もないようですので、採決したいと思えます。第34号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、わかりました。ご異議ございませんので、原案のとおり決定することといたします。 次に、第35号議案を議題といたします。事務局から説明をよろしくお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課から第35号議案について、説明いたします。 4ページをお願いいたします。第35号議案、大村市教育委員会委員定数条例の制定についてです。 大村市教育委員会委員定数条例の制定について、9月議会に提出したいので、その原案について、教育委員会の審議を求めます。 5ページをお願いいたします。9月議会に提出する原案となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定に基づき、大村市教育委員会の委員の定数を5人とすることを定めるものです。 施行日は、平成28年1月1日からとなります。 提案理由についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織するとされております。ただし、条例で定めるところにより、新教育委員会にあっては、教育長及び5人以上の委員をもって組織することができるかとされており、今回、委員の定数を5人としたいため、定数条例を提出するものです。 説明は、以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
教育長	はい、ありがとうございます。 今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
松尾委員	条例をはっきりと覚えていないのですが、今、課長がおっしゃったように、教育長プラスの教育委員4人と規定してあったのですか。今までは。
教育次長	条例では規定をされていなくて、法律で、教育委員の定数を5人と、教育長を含めたところの5人という定めです。
松尾委員	3人でもいいところがあったでしょう。
教育次長	町等です。複数で組織しているところは、2人等もあります。
松尾委員	これを5人というふうに、あらためて作らないといけないのですか。
教育次長	法律のただし書で、増やすときには条例で定めることができると、法で定めている教育長1人と教育委員4人というのを超える場合につきましては、条例でその定数を定めなければならないとなっておりますので、新たに条例を作るものでございま

	す。今は、定数条例は、ございません。
教育長	委員を増やすことによって、幅広く意見を吸収するというのがねらいだと思います。
教育次長	ちなみに、県及び長崎市が5人という形で条例を定めております。
松尾委員	わかりました。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、無いようでしたら、質疑を終結します。 ご意見は、ございませんか。
松尾委員	人数を増やすことには賛成ですけど、この間、人数を増やしていただくのもいいけれども、委員さん達の給与を上げていただいた方がいいのではないですかという提案を申し上げましたが、その検討はいかがでしょうか。
教育長	事務局の方で、何かございますか。今の松尾委員の意見に対しまして。
教育次長	県内の委員報酬等を調べましたところ、現在大村市は、上から4番目となっております。上からと言いますと、人口の多いところから、長崎、佐世保、諫早、大村の順番となっております。 長崎、佐世保は、金額がかなり多くて10万円を超えますが、諫早が、委員が5万1千円で、その下に続く島原等は、市の規模に応じて金額が少ない、という形になっております。 実際にこれを引き上げるという判断につきましては、特別職報酬審議会の方で検討されることになっておりますので、教育委員会単独でこれを引き上げることは、なかなか困難だと考えております。 こういう意見があるということは、特別職報酬審議会を所管している人事課にお伝えしたいと思っております。
松尾委員	ありがとうございます。
教育長	他に、意見はございませんでしょうか。 それでは、採決します。第35号議案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。原案のとおり決定することといたします。 次に、第36号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	第36号議案について、説明をいたします。6ページをお願いします。 平成27年度大村市一般会計補正予算（第3号）を9月議会に提出したいので、その原案について審議を求めるものでございます。 まず、教育総務課分について、ご説明をいたします。 7ページをお願いします。歳入についてです。2段目、15款2項5目教育費国庫補助金。補正額が220万7千円です。

これは、遠隔地間協同学習普及推進実証研究事業の係る補助金であり、補助率は10分の10になります。

これにつきましては、歳出の方で、詳しくご説明いたします。

次に、歳出についてです。8ページをお願いします。10款2項1目、学校管理費、補正額は、2,687万1千円です。

まず、1段目、小学校管理事業について、説明いたします。

13節の委託料、補正額は345万6千円です。小学校10校の高木の剪定を業者に委託するものです。

次に2段目、小学校校舎等整備事業、11節需用費、補正額は399万2千円、15節工事請負費、補正額は1,721万6千円です。

校舎等の施設・設備の老朽化等による修繕、それに改修工事等の工事請負費になります。

次に3段目、遠隔地間協同学習普及推進実証研究事業、4節の共済費、7節賃金、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、補正額は、合計220万7千円です。これは、歳入でも触れましたけれども、文部科学省の人口減少社会におけるICT活用による教育の質の維持向上に係る実証事業を長崎県が文科省より受託し、大村市が県から再受託を受け、実証研究を行うものです。

実施期間が27年度から29年度の3か年の事業になります。

内容といたしましては、小規模学校のデメリットを最小化するため、ICTの活用により、同学年の学級同士で協同学習や合同学習を長期間に渡り実施し、指導方法やカリキュラム開発及び学習効果の検証を行うものです。

本市では、小規模校である黒木小学校と東大村小学校がモデル校として指定を受けており、この2校間で遠隔交流学习や遠隔事業の実証研究が進められるということになります。

この実証研究事業を行うため、ICT支援員を1名雇用し、タブレット端末、テレビ会議システム、デジタル教科書などを整備するものです。

次に9ページをお願いします。10款3項1目学校管理費、補正額は、490万6千円です。

まず、1段目、中学校管理事業についてです。13節委託料、補正額は、119万3千円です。中学校4校の高木の剪定を業者に委託するものです。

次に、2段目、中学校校舎等整備事業、11節需用費、補正額は、79万2千円。15節工事請負費、補正額は、292万1千円です。

校舎等の設備の老朽化による修繕料と改修工事の工事請負費になります。

教育総務課の説明は、以上になります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

<p>新図書館 整備室長</p>	<p>同じく、第36号議案です。新「大村市立図書館」建設事業について、説明をします。</p> <p>資料は、7ページにお戻りください。</p> <p>一番上の段になります。15款2項5目、土木費国庫補助金、都市計画費補助金に補正額4,727万8千円を計上しております。</p> <p>こちらは、社会資本整備総合交付金の都市再構築戦略事業分になっております。対象事業につきましては、歳出の方で説明します。</p> <p>つづきまして、同じページの一番下の段になります。22款1項7目、教育債、社会教育施設債を2,010万円増額するものでございます。増額の対象となった事業は、歳出の方で説明いたします。</p> <p>歳出です。資料9ページをお願いします。</p> <p>真ん中の段、10款5項3目、図書館費でございます。今回補正額は6,914万円、内訳は、13節委託料の353万9千円、17節公有財産購入費1,206万6千円、22節補修補填及び賠償金5,353万5千円を計上しております。</p> <p>委託料は、解体工事の実施設計業務委託料でございます。市民会館分が309万4千円、子ども科学館が44万5千円でございます。</p> <p>用地購入費及び補償金は、新図書館予定敷地内に、こども科学館の横に民有地がございます。こちらの方を、新図書館開館後の道路のスムーズな運行等のため、道路拡幅用地として必要なため、購入をお願いするものでございます。</p> <p>その費用として、土地の購入代金及び補償金をお願いいたします。</p> <p>なお、今回の国の交付対象は今申し上げた補正の全額になりますけれども、起債の対象は、物件移転補償金に係る分となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>文化振興 課長</p>	<p>最後に、文化振興課分になります。</p> <p>9ページの一冊下の段になりますが、10款5項1目、社会教育総務費といたしまして、13節委託料、500万円でございます。</p> <p>その内容は、説明にございますとおり、市民会館閉館イベント運営委託料でございます。</p> <p>昭和42年に開館をして以来、これまで長い間、市民の皆様にあいさすされてまいりました市民会館が、来年の3月末で閉館をいたします。</p> <p>そこで、来年の2月末から3月にかけて、閉館を記念したいくつかのイベントの開催を計画しております。現在、立上げの準備をしておりますが、イベントの実行委員会に対して、運営委託をお願いするものでございます。</p> <p>実行委員会のメンバーといたしましては、大村市の文化協会</p>

	<p>でありますとか、音楽協会、吹奏楽連盟などを考えておるところです。</p> <p>また、イベントの内容につきましては、各種の音楽団体によるコンサートでありますとか、ミュージックキャンプといったものを考えておりました、詳しい内容は、実行委員会の中で揉んでいただくわけでございますけども、いずれにしましても、なるべく市民の方々の手作り感のあるイベントにできればと考えておるところでございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>以上で9月補正に伴う歳入歳出予算の説明が終わりましたが、ご質問はございませんでしょうか。</p>
野口委員	<p>9ページの図書館費ですけど、県立・市立図書館ではなくて、大村市立図書館となっているんですけど、どういう理由でしょうか。</p>
新図書館整備室長	<p>市立図書館の建設事業として事業を進めてまいっておりますので、一貫して、当初からこの名称で来ております。</p>
教育次長	<p>事業名として捉えている、県立の部分を整備するのではなくて、あくまでも大村市所管の整備分を事業として立ち上げている、という形になっております。</p>
野口委員	<p>整備するのは全部するんですよね。</p>
教育次長	<p>お金の出し分については、県立の部分は県が出します。県立と市立と費用負担をきっちり分けますので、私共は、市税で市立図書館をする、という形になります。</p> <p>あくまでも、県立の図書館を整備するお金は出せないんですよ。ですから、予算の組み方とすると、大村市立図書館。要するに、県立・市立一体型図書館とありますけども、名称をそうしてあるだけで、市立図書館と県立図書館の看板は、掲げないといけないようになっております。</p>
野口委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>この分は、市で事業としてやるもので、負担金ではないということですのでよろしいですよ。</p>
教育次長	<p>はい。</p>
松尾委員	<p>これ以外にも、市が捻出しないといけないものが、諸々あるんですか。</p>
教育次長	<p>これは、あくまでも大村市がやる事業として捉えている部分です。</p> <p>前回、設計関係で県に委託をして、負担金を出しましたけれども、今後そういったものが発生してきます。</p> <p>今からすぐに着手すべき部分の予算をお願いしているものです。</p>
松尾委員	<p>まだ、総額は、わかりませんよね。</p>
教育次長	<p>総額は、この間プレゼンテーションをした時に、建物自体が85億の想定内と。県と市の全体で。</p> <p>負担割合は、まだ協議をしている途中でございます。</p>
松尾委員	<p>建てた後の維持費については、自分たちのところは自分たち</p>

	ですということですか。
教育次長	維持費については、今の段階では協議会方式、要するに、ここまでをどちらという分け方ができませんので、全体として何対何で分けますという形をとるようにしています。 今、まだ交渉をやっているところです。
江口委員	8ページの遠隔地間協同学習事業ですが、黒木小と東大村小に支援員として1人、3月までの賃金という形になっているんですか。それ以降は。
学校教育課参事	事業自体は3年間ございまして、事業は1年単位となっております。ここでは、1年間分の計上ということですか。
教育長	事業が許可されたから補正をやって、あと2年間は、それぞれ単年度で予算措置していくとういこととございます。
江口委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	他、質疑は、ございませんでしょうか。
教育長	それでは、これで質疑を終結したいと思います。 何か、予算に対するご意見は、ございませんでしょうか。
教育長	それでは、ご意見がないようですので、採決いたしたいと思います。 第36号議案につきましては、原案のとおり決定することと、ご異議ございませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ございませんので、原案のとおり決定することといたします。 定例会に付議する議案は、以上でございます。

◎協議報告事項として

学校教育課参事から、県学力調査結果の推移について報告があった。

○次回以降の定例教育委員会開催の確認

9月定例教育委員会 9月3日(木) 13時30分～

教育長	協議・報告事項等は以上です。 これもちまして平成27年8月教育委員会定例会を終了します。14:45
-----	--